

補助金申請までの流れ

1. 申請のタイミング

役場に事前相談のうえ、購入→契約→工事着工の前に「申請書」を提出してください。

- **期限：** その年度の2月を目安にご準備ください。
- **注意：** 購入→契約→工事着工後は、いかなる理由があっても申請はできません。

※例外：電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

発注後であっても「納車前」であれば申請が可能です。ただし、**発注前に必ず生活環境課まで事前相談**をお願いします。

2. 手続きの流れ

情報収集： 役場窓口やホームページで補助対象設備を確認します。



要件チェック： 役場窓口やホームページで自分が対象者になるかどうか確認します。



業者選び： 国の補助対象品か確認して、見積もりを取ってください。
※「大多喜町のこの補助金を使いたい」と事前に伝えると話がスムーズです。



書類準備： 必要書類を確認し、業者から書類などを受け取って申請書を記入します。
※申請チェックリストをご確認ください



役場へ事前相談： 申請書類に不備がないか、役場窓口で確認します。



申請書提出： 生活環境課窓口に応書書類を持参もしくは郵送してください。
※交付決定後に購入→契約→工事着工を行ってください。

申請書類チェックリスト

1. 全員必要な書類（基本セット）

チェック	書類の名称	業者さんへの依頼・説明方法
☐	補助金交付申請書	役場窓口または町 HP からダウンロードできます。
☐	補助対象設備の概要	役場窓口または町 HP からダウンロードできます。補助対象設備の詳細を記入するもの。（申請書の別紙）
☐	契約書・注文書のコピー	金額と内訳がわかるもの。
☐	カタログ・仕様書	製品のパンフレットや、性能が記載された書類。
☐	納税証明書	役場窓口で取得（ 申請書内の同意で省略可 ）。

※令和 6 年度以降の国の補助対象かどうかは、購入前に販売店や施工業者へ「大多喜町の補助金を使いたいのですが、国の補助金対象品ですか？」とご相談ください。

2. 追加で用意するもの

定置用リチウムイオン蓄電システム・V2H 充放電設備を申請する場合は、以下の書類もご用意ください。

チェック	必要な書類	業者さんへの依頼・説明方法
☐	設置予定図面	業者さんが作成する「どこに機械を置くか」の図面。
☐	工事前の写真	設置場所の「今の状態」を撮影したもの（スマホ写真で可）。

【注意】電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の方へ

上記「1. 基本セット」の書類があれば申請可能です（図面や写真は不要です）。

3. 申請に変更があった場合

チェック	必要な書類	業者さんへの依頼・説明方法
☐	補助金変更申請書	役場窓口または町 HP からダウンロードできます。
☐	変更内容が分かる書類	申請から変更となる部分を全て提出。